

連盟期の国際秩序構想における モーゲンソー政治的紛争論の意義(3)

西 平 等

目 次

はじめに

1. 連盟期の平和構想における「紛争の裁判可能性」問題の意義
(以上, 65巻6号)
2. モーゲンソーの政治的紛争論
3. 法律学的思考の限界としての政治的紛争
(以上, 66巻1号)
4. 権力と利益の相違
 - (1) 「力として定義される利益」
 - (2) 権力闘争 struggle for power の体系としての初期モーゲンソー理論
 - (3) 合理的な自己保存欲求と非合理的な権力欲求
 - (4) 「力として定義される利益」という定式の由来について
(以上, 本号)
5. 国際政治学と左派という問題

結 論

4. 権力と利益の相違

以上の叙述においては、モーゲンソーの政治的紛争論を構成している基本的な考え方、すなわち、動態的紛争や国際裁判の限界、法の無欠缺性についての考え方が、戦間期の国際法学において共有されているものであることを確認してきた。それに対し、この節では、モーゲンソーの政治的紛争論の独自の特徴に焦点を当てたい。

精神分析における「抑圧」の概念を類推して動態的紛争論を構成した点に、モーゲンソーの政治的紛争論の独自の特徴があることはすでに述べたとおりである¹⁾。ここでは、さらにその点に関する検討を深めてゆく。結論を先取りす

1) 本稿 2.(3) (『関西大学法学論集』第66巻1号) 参照。

るなら、フロイトの欲動概念の影響のもとに、非合理的な「力への欲求（権力欲求）」に着目した点が、モーゲンソーの政治的紛争論を、従来の国際法論や国際法批判理論から区別する特質と言える。近代国際法理論においても²⁾、国際法批判理論においても³⁾、主権国家の利己的性格が前提とされてきたが、そこにおいて国家の行動原理とされてきたのは、自己保存を中核とする「利益」の追求である。

「利益」と「力」は異なっている。人は、ときに自己の生命さえも犠牲にして、自己の「力」を示そうとする。それに対し、「利益」を求める者は、そのために命を犠牲にしようとは思わないだろう。死んでしまえば現世の利益をすべて失うこととなり、あらゆる点において「元も子もない」からである。むやみに自己の「力」を実証しようとする者に対して、「そんなことをして何の得（利益）になるのか」と問うことは、その者の蛮勇をいさめることとなる。例えば、メルヴィルの小説『白鯨』において、エイハブ船長は、自己の力を示すためにモビー・ディックを仕留めることに執念を燃やす。その目的のために、彼は、捕鯨船への出資者の利益だけではなく、自己と乗組員の生命を危険にさらすことを何ら厭わない。その船長に対し、利益追求に忠実な一等航海士スターバックは、「商売の道理」を尊重するよう、船長に言い聞かせる。

「わたしがここにおりますのは、鯨をとるためです。船長の復讐に手をかすためではありません。たとえ、あなたの復讐がうまくいったとしても、鯨油にして何バレルになるでしょうか、エイハブ船長？ ナンターケットの市場では、さしたるもうけにはなりませんよ」⁴⁾。

2) 西平等「古典的国際法学との対照における国際政治学的思考の特質」『関西大学法学論集』第65巻2号（2015年）1. 参照。

3) アドルフ・ラッソンの国際法批判について、西平等「国際秩序の動的把握——アドルフ・ラッソンの国際法批判論」『関西大学法学論集』第65巻2号（2015年）70-78頁、エリヒ・カウフマンの国際法批判について、「動的国際法秩序への解釈論的視座——カウフマンによる事情変更原則の分析（2）」『関西大学法学論集』第65巻4号（2015年）67-69頁・102-108頁、「同（3・完）」『関西大学法学論集』第65巻5号（2016年）178-179頁を参照。

4) メルヴィル [八木敏夫訳] 2004『白鯨（上）』（岩波書店）400頁。

獐猛な巨鯨との対決において鯨捕りとしての「力」を示すことに躍起となっているエイハブの非合理的な衝動に対して、スターバックは、「利益」という合理的な観点から制約を課そうとしているのである⁵⁾。

「利益」と「力」が異なるものであるという、ごく常識的な理解から出発した時、まず目を引くのは、そのような理解に適合しないモーゲンソーの定式、すなわち、「力 power として定義される利益 interest」という定式である。したがって、まずこの定式について検討してみよう。

(1) 「力として定義される利益」

リアリズムの理論的方法を論じるモーゲンソー『国際政治 Politics among Nations』の第1章「国際政治におけるリアリスト理論」においては、「力 power として定義される利益 interest」という言葉が、その方法論上の中心概念を指すものとして用いられている⁶⁾。しかし、「力として定義される利益」とはいったいどういうことであろうか。

国家にとって国益 national interest の実現が中心目的であり、その実現のために力が用いられるのであるとすれば、力が国益という観点から定義されるべきだろう。たとえば、〈利益を実現する手段の総和として定義される力〉とい

5) 西平等『「ポスト・ウェストファリア」の理論家としてのモーゲンソー』山下範久・芝崎厚士・安高啓朗編『ウェストファリア史観を脱構築する(仮題)』(ナカニシヤ出版、近刊)参照。

6) 「政治的リアリズムが、国際政治という風景をとおって行く場合に道案内の助けとなる主な道標は、力 power によって定義される利益 interest の概念である。この概念は、国際政治を理解しようとする理性と、理解されるべき諸事実を結びつける。「われわれは、政治家は力として定義される利益という観点から思考し行動すると仮定する。……力として定義される利益の観点から考えることによって、われわれは、政治家が考えるように考える。そして、利害を持たない観察者として、おそらくは、政治の現場におけるアクターである政治家自身よりも、その思考と行動をよく理解する」。「力として定義される利益の概念は、観察者に知的な方法的規律 intellectual discipline を課し、政治の題材に合理的な秩序を導入する。それによって、政治の理論的な理解が可能となるのである」(Hans Morgenthau, *Politics among Nations*, fourth edition, Alfred A. Knopf, 1967, p. 5; モーゲンソー [原彬久監訳]『国際政治(上)』(岩波書店)2013年、43-44頁)。

うように。あるいは、国益追求の結果として実現された国家関係が、国家間の勢力関係を示すというのであれば、やはり、力が利益の観点から定義されることとなる。たとえば、〈実現された利益の表現としての力〉というように。ところが、モーゲンソーは、そのような定義を採用せず、逆に、利益が力によって定義される、という。

「力として定義される利益」というモーゲンソーの定式が不可解なものであることは、かつてより指摘されてきた。そもそも、モーゲンソーにおいては、力 power と利益 interest の関係が不明確である⁷⁾。モーゲンソーは、国益の客観的な（行為者または認識者の主観的の価値判断とは独立の）内容として「力」の概念を用いているように思われるが、「力」もまた、不確定であいまいな概念であり、実体のない要素（例えば道義的な影響力）も含む漠然とした「力」を測るために、結局、主観的価値判断が入り込まざるを得ないだろう⁸⁾。つまるところ、モーゲンソーは、利益の概念についても、力の概念についても明確な説明を与えていない。あいまいな概念である「力」によって利益を定義したところで、利益の概念は何ら明確化されない⁹⁾。このような批判が、「力として定義される国益」という彼の定式に対して、早い時期から向けられてきた。

「力として定義される国益」という概念を理解する手掛かりは、一見したところ、『国益の擁護 *In Defense of the National Interest*』（1951年）に求めうるように思われる¹⁰⁾。この書物において、モーゲンソーは、アメリカ合衆国の国益が、西半球において「並ぶものなき支配的強国 a predominant power without rival」としての地位を維持することであり、したがって、ヨーロッパやア

7) 大島英樹「モーゲンソーのナショナル・インタレスト理論の諸問題」『国際政治』36号（1967年）106頁。

8) James N. Rosenau, "National interest", *International Encyclopedia of the Social Sciences*, vol. 11, 1968, p. 37

9) Veron Van Dyke, "Values and interests", *The American Political Science Review*, vol. 56 (1962), pp. 573-574.

10) Hans Morgenthau, *In Defense of the National Interest*, Alfred A. Knopf, 1952; H・J・モーゲンソー [鈴木成高・湯川宏訳]『世界政治と国家理性』（創文社、1954年）。

ジアにおいて、世界的に支配力を行使しようとするような強国が誕生することを阻止するために、勢力維持政策をとることだと述べている¹¹⁾。

「[アメリカ合衆国の] 国益は、西半球における優越性の維持と、ヨーロッパとアジアにおける勢力均衡のほかにはなかった」¹²⁾。

すなわち、モーゲンソーは、国際社会における力 power を確保することが、国家の利益 interest であるとみなしている。このような理解に立てば、「国益」は、たしかに「力 power」の観点から定義されるだろう。

しかし、「国益という問題」と題された論稿¹³⁾においては、かなり内容の異なる叙述が見受けられる。そこにおいては、国益の中核として、国家の自己保存が前面に押し出されるのである。まずモーゲンソーは、国益の概念を二つの要素に区別する。すなわち、①「論理的に要求され、その意味において必然」であり、したがって比較的に不変の要素と、②「状況に応じて決定される可変的な」要素である。このうち、前者、すなわち、必然的な要素こそが、「国益の中核 the hard core of the national interest」であり、この国益の中核を守るために、「すべての政府は、歴史を通じて、特定の基本政策を執り行ってきた」¹⁴⁾。それゆえにこそ、あらゆる歴史・地域を通じて普遍的に存する国益の必然的要素を基軸として、さまざまな政策担当者の外交を理解することが可能になる、という¹⁵⁾。

そして、この国益の必然的要素は、政治的統一体(国家)の自己保存をその

11) *Ibid.*, pp. 5-7.

12) *Ibid.*, p. 11.

13) Hans Morgenthau, "The problem of the national interest", *Dilemmas of Politics*, the University of Chicago Press, 1958, pp. 54-87.

14) *Ibid.*, p. 66.

15) 「国益の時間的・空間的普遍性という、この前提によって、デモステネスやカエサル、カウティリヤ、ヘンリー8世、今日のロシアや中国の政治家たちの外交政策をわれわれが理解することが可能になる」(*ibid.*, p. 67)。これに対し、国益の可変的な要素をモーゲンソーは学問的に重視せず、「この領域について学問的分析がなしうる貢献は……限定的である」と述べる (p. 69)。

主要な内容とする。

「政治的統一（例えば国家）が、同一性を保って存続することが、他の統一体に対するその統一体の利益の必然的要素であり、還元不可能な最小限である」¹⁶⁾。

「明らかなこととして、国益という基準の下で遂行される外交政策は、いかなるものであっても、国家 nation と呼ばれる物理的・政治的・文化的存在 entity となんらかの関連性を持たざるを得ない。数多くの主権国家が権力 power を求めて相互に競合し、対抗しあっている世界においては、すべての国家の外交政策は、必然的に、その最小限の要請として、自らの存続 survival に関わらざるを得ない」¹⁷⁾。

すなわち、モーゲンソーは、一方において、国益を権力として定義すると述べつつ、他方において、国益の必然的な要素の内容を、自己保存と考える。そして、国家の外交政策の理解にとって意味があるのは、この必然的要素だという。このように、「権力」または「自己保存」として二重に理解された国益概念について、当然、〈はたして力 power の追求と自己保存の追求は同じものなのか〉という疑問が生じるだろう。

この点につき、モーゲンソー自身が、別の書物において、力への欲求（権力欲求）と自己保存欲求が異なる性質のものであると論じている。1946年に出版された『科学的人間 vs. 権力政治 *Scientific Man Vs. Power Politics*』のなかで、モーゲンソーは、人間の「利己性 selfishness」と「力への欲求 desire for power」とを異なるものとして扱っている。利己性とは、「個人の生存に関わる必要 vital needs」に関係している。すなわち、「個人が生きている特定の自然的・社会条件のもとで生存 survival のための最善のチャンス」を与えてくれるものを得ようとするところこそが、「利己性」の内容である¹⁸⁾。したがって、

16) *Ibid.*, p. 69.

17) *Ibid.*, p. 66.

18) Hans Morgenthau, *Scientific Man Vs. Power Politics*, the University of Chicago Press, 1946, reprinted by Midway Reprint 1974, p. 193.

ここでいう利己性は、自己保存欲求と言い換えることができる。

モーゲンソーによれば、利己性は、権力欲求とは異なっている。利己性が自己保存欲求である以上、自己の生存が確保されると同時に、それは満たされるからである。権力欲求には、そのような限界がない。

「人間の利己性は限界を有する。しかし、人間の力 power への意思には限界がない。なぜなら、人間の生存に関わる必要を満足させることはできるが、その力への欲望を満足させることができるのは、最後の人間が彼の支配の対象となり、彼の上位者も対等者もいなくなり、彼が神のごとくなった場合に限られるからである」¹⁹⁾。

すなわち、個体の生存という客観的条件によって規定され、限定される利己性(自己保存欲求)と、客観的には充足不可能な、無制約の欲望としての権力欲求という、質的な相違をモーゲンソーは指摘していると言えよう。

以上の説明を一言でまとめるなら、モーゲンソーにおいて、一方で、力 power として定義されるところの国益が、他方では、自己保存を中核するものと考えられており、しかも、権力 power 欲求と自己保存欲求は質的に異なる、という。そのような「国益」や「力」の概念を整合的に理解することは、絶望的に困難に思われる²⁰⁾。

19) *Ibid.*

20) そのため、大島英樹は、モーゲンソー理論における interest と power の関係を説明するために非常な苦心を払っている。大島は、① モーゲンソーの *Scientific Man Vs. Power Politics* において用いられる power を「権力」と訳し、*Politics among Nations* において用いられる power を「パワー」と訳して、その二つを異なる概念とみなすこと、および、② *Scientific Man Vs. Power Politics* における selfishness と “The problem of the national interest” における national interest とを、いずれも自己保存を中核とするものであるにもかかわらず、全く異なる意味に理解することによって、なんとか整合的に説明しようとする。「対人関係において、人は利己欲によって一度自己の生存的立場的立場(セルフイッシュなパーソナリティ)が確保されると、それをひろげ、守り、示さんとする権力欲が働いて互いに対立、構想を生む。これに決定的影響を与えるのがパワーであ[る]」(大島英樹「モーゲンソーのナショナル・インタレスト理論」『国際政治』20号(1962年)100頁)。「個人の利己欲と権力欲に注目して、この究極目的[パーソ

(2) 権力闘争 struggle for power の体系としての初期モーゲンソー理論

モーゲンソーの第2次世界大戦後の著作を貫く「国益」概念と「力」概念、および両概念の関係について検討することは、戦間期の思想的文脈において形成されたモーゲンソーの国際政治学的思考の意義に関する考察である本稿の目的ではない。本稿の視点から指摘しておくべき重要な事実は、モーゲンソーの「国益 national interest」概念に重大な断絶が存在することである。

多くのモーゲンソー研究者を悩ませてきた「力として定義される利益」という定式は、『国際政治 Politics among Nations』の第1章（「国際政治におけるリアリスト理論」）において論じられているのだが、そもそも、この章およびこの定式は、第2版以降につけ加えられたものであって、1948年公刊の『国際政治』初版（以下、『初版』）には存在しない。『初版』は、国際政治を「権力闘争 struggle for power」として定義する「政治権力 political power」論²¹⁾を第1章としている。したがって、『初版』に至るまでのモーゲンソーの理論を理解する際には、この「力として定義される利益」という定式をとりあえずは無視してよい。

そのうえであらためて読みなおすなら、『初版』は、勢力配分の現状 (status quo) を維持しようとする国家と、その現状を変更しようとする国家との間の権力闘争を主軸として体系化されている²²⁾。そこにおける中心的概念は、

「ナリティ」を、さらに個人の生存に関するものと、個人のパーソナリティに関するものに分け、これを具体的な生存とパーソナリティにとっての抽象価値という意味で、インタレストと呼び、前者を vital or identifi cal interest とし、後者を secondary or complementary interest に分けようと主張したい」（同104頁）。「『パワーとして定義されるナショナル・インタレスト』を、ナショナル・パワーによって追求されるナショナル・インタレストであると解することができる」（同106頁）。これらの叙述は、大島が、「power として定義される national interest」という定式の有する問題性を十分に認識していたことをうかがわせるが、文献の解釈としてはいかにも強引という感をぬぐいえない。

21) 第2版以降の第3章に当たる。第2版以降の第2章にあたる論述が、初版の序章に置かれている。

22) 西平等「古典的国际法学との対照における国際政治学的思考の特質」『関西大学法学論集』第65巻2号（2015年）11-12頁

間違いなく「力 power」である。

『初版』第1章の冒頭において、モーゲンソーは、「国際政治の最終的(究極的)目標 ultimate aims がなんであれ、力 power が、つねに、その直近の(直接の)目標 the immediate aim である」と述べる²³⁾。この定式の意味をまず確認しておこう。政策担当者が追求する政治の最終的目標は、安全や自由、民主化、異教徒からの聖地の解放、植民地の獲得など、さまざまでありうる。しかし、国際政治においては、このような最終的目標を実現するために、「力」が用いられ、そのために「力を求める闘争 struggle for power」が生じる²⁴⁾。すなわち、さまざまな最終的目標を実現するために、政治的行為者はいかなる場合もまず「力」を求めるという意味において、「力」は、つねに「直近の目標」なのである。

このような意味において「力」は、さまざまな最終的目標と結びつき、その実現を図るために用いられる。したがって、「力」は、自国の安全や領土保全のような限定的な政策に限らず、例えば、十字軍による聖地解放やナチスの東欧支配確立などのような侵略的政策をも支持する性質を有する。それに対し、『初版』においてはごく控えめに用いられる「国益 national interest」という概念には、国家の安全という限定的な目的に即して、国家の権力追求を抑制する機能を果たすことが期待されている。具体的に言えば、『初版』の叙述において、「国益」という語は、おもに、理性的外交において考慮されるべき規範的要素として扱われるのである。その最も特徴的な個所を引用しよう。モーゲンソーは、外交によって平和を保持するために遵守されるべき四つの基本的準則を提示する、という文脈において、次のように述べる。

「対外政策の諸目的は、国益 national interest の観点から定義されなければならず、適切な力によって支持されなければならない。これは、平和を保持す

23) Hans Morgenthau, *Politics among Nations*, Alfred A. Knopf, first edition, 1948 (fourth printing, 1950), p. 13.

24) 「[政治家や人民は、] 国際政治を通じて自らの目的を実現しようと尽力するとき はずも、力を求めて抗争することによって、そうするのである」(ibid.)。

る外交に関する第二の準則である。平和を愛好する国民の国益は、国の安全 national security という観点のみから定義されるのであって、国の安全は、国の領域および諸制度の保全として定義されなければならない。その際、国の安全は、戦争の危険を冒してでも妥協なく外交が擁護しなければならない最低限 irreducible minimum である」(強調は引用者)²⁵⁾。

この叙述において、「国益」は、「国の領域および安全の保全」という自己保存の観点から定義されており、このような限定的目的としての国益を基準として、平和を保持するための理性的外交が行われるべきことが説かれているのである²⁶⁾。

すなわち、『初版』の叙述には、①「利益」を「力」として定義する定式が存在せず、「力」と「利益」が同一視されていないこと、②「力」のための闘争を主要原理として国際政治が体系化されていること、③「国益」は、自己保存という限定的な目的によって定義されており、したがって、さまざまな目標と結びつく「力」のための闘争を、合理的観点から限定・緩和する役割が期待されていること、という三つの際立った特徴が指摘できる。

「自己保存」の欲求と「力」への欲求を区別することは、モーゲンソーの初期の著作から見られる特徴である。政治的紛争を論じた『国際司法：その本質と限界』(1929年)において、モーゲンソーは、人間が、共同生活において二種類の欲動 Trieb によって支配されていると述べる。ひとつは、自己保存への欲動 (Trieb nach Selbsterhaltung) であり、いまひとつは、共同体において重きをなすことへの欲動 (Trieb nach Geltung innerhalb der Gemeinschaft) である²⁷⁾。また、1930年に書かれた彼の未刊行の草稿「人間の本質に

25) *Ibid.*, p. 440. なお、これ以外の三つの準則は、「外交は、十字軍的精神から脱却していなければならない」(第一準則)、「外交は、他国の観点から政治情勢を見なければならない」(第三準則)、「諸国は、自らにとって死活的でない問題については、すすんで妥協しなければならない」というものである (pp. 439-441)。

26) 「国益」を「国家の生存と安全」に限定して定義すべきであるという『初版』の主張が、「権力の追求を自制すべきであるという主張と同義」であるという点は、すでに宮下豊によって適切に指摘されている(宮下豊『ハンス・J・モーゲンソーの国際政治思想』(大学教育出版、2012年) 165-166頁)。

27) Hans Morgenthau, *Die internationale Rechtspflege, ihr Wesen und ihre Grenzen*, ↗

における政治的なものの起源について Über die Herkunft des Politischen aus dem Wesen des Menschen」においても、人間の活動を規定するふたつの欲動について言及がなされる。すなわち、自己の存在に必要な条件を確保しようとする「自己保存の欲動 Selbsterhaltungstrieb」と、自己の持つ力を他者に対して実証しようとする「自己実現の欲動 Bewährungstrieb」である²⁸⁾。政治的領域を構成するところの「力への欲求」、すなわち「他者に対する力」への欲求が、「自己実現の欲動」に含まれることはすでに指摘されている²⁹⁾。さらに、これら二つの欲求は、『科学的人間 vs. 権力政治 *Scientific Man Vs. Power Politics*』(1946年)において、「利己性 selfishness」および「力への欲求 desire for power」と言い換えられている³⁰⁾。さきに述べたように、ここでいう「利己性」が、個体の生存上の必要を満たす欲求であり、したがって、個体の生存という客観的な限定に服する欲求であるのに対し、「力への欲求」には、およそ制約がない³¹⁾。

二つの欲動のうち、モーゲンソーの政治的紛争論において重要な役割を果たすのは、共同体において重きをなすことへの欲求、すなわち権力欲求である。人間によって運営される国家もまた、人間に共通するこの欲動に駆り立てられている。それゆえ、新興国家は、国際社会において自己の国力に見合うだけの勢力を得ようとし、勢力配分の現状を変更することを図る。これが、国家間に

↘Robert Noske, 1929, p. 74.

28) Robert Schuett, "Freudian roots of political realism: the importance of Sigmund Freud to Hans J. Morgenthau's theory of international power politics", *History of the Human Sciences*, vol. 20 No. 4 (2007), p. 59.

29) Christoph Frei, *Hans J. Morgenthau: An Intellectual Biography*, Louisiana State University Press, 2001, pp. 126-127.

30) 「利己性」が、「個体の生命維持に必要なもの the vital needs of the individual」に向けられるのに対し、「力への欲求」は、「個体の生存」は関わらず、「自己の人間のあいだでの地位」に関わる、という (Hans Morgenthau, *op. cit.* n. 18, pp. 193)。すなわち、ここでいう「利己性」と「力への欲求」は、『国際司法：その本質と限界』における「自己保存への欲動」と「共同体において重きをなすことへの欲動」と明確に対応している。

31) 本稿 4.(1)参照。

「緊張」を生み出す。しかし、国際社会の支配的イデオロギーは、実力によって勢力配分を変更することを禁じているため、国家の勢力拡大欲求はひとまず抑圧されざるをえない。そうして「緊張」は国際関係の表面から遠ざけられ、潜在的な層に押しとどめられる。しかし、その欲求は消滅するわけではなく、何らかの機会に別のものに仮託することによって自己を表現しようとする。その表現、すなわち、「緊張」が仮託されることによって強度の対立を含むこととなった「紛争」こそが、モーゲンソーの言う「政治的紛争」なのである³²⁾。また、現状を変更しようとする国家と、現状を維持しようとする国家との権力闘争 *struggle for power* が、『国際政治』における基本的視軸であることはすでに述べたとおりである。

要するに、連盟期の政治的紛争論(1929年)から『国際政治』初版(1948年)に至るまでのモーゲンソーの理論には、①「力」への欲求(共同体において重きをなすことへの欲動、もしくは「力」を求める苦闘 *struggle for power*)を基軸とした構成、②「力」への欲求と自己保存欲求の区別、③自己保存欲求(およびそれを主内容とする「利己性 *selfishness*」や「国益 *national interest*」)の限定的性格、という三つの特徴がみられる。

(3) 合理的な自己保存欲求と非合理的な権力欲求

以上に見てきたように、戦間期から戦後最初期にかけてのモーゲンソーの思想には、人間行動(および人間によって遂行される国家行動)を規定する原理として、権力欲求の系列(「共同体において重きをなすことへ欲求」・「力への欲求」・「権力闘争」と、自己保存の系列(「自己保存欲求」・「利己性」・「国益」という二種類が存在する。この二種類の系列が、フロイトの「性欲動 *Sexualtriebe*」と「自我欲動 *Ichtriebe*」という概念に由来することがすでに指摘されている³³⁾。

32) 本稿2.(1)(『関西大学法学論集』66巻1号)参照。

33) *Schuett, op.cit.* n. 28, p. 59. ただし、Schuettは、モーゲンソーの『国際司法：その本質と限界 *Die internationale Rechtspflege, ihr Wesen und ihre Grenzen*』↗

フロイトは、『精神分析入門』(1917年)³⁴⁾や「快原理の彼岸」(1920年)³⁵⁾において、人間の心的生活を根源的に規定する要素としての「性欲動」と「自我欲動」に関する分析を行っている。フロイトの言う「性欲動」とは、快を獲得し不快を避けようとする快原理 *Lustprinzip* に忠実に従う欲動であり³⁶⁾、「リビード *Libido*」というよく知られた概念と密接に関係している。「リビード」とは、「性欲動が発現される際の力のこと」を指す³⁷⁾。それに対し、「自我欲動」は、自己保存欲動を中心とする欲動であり、自己を防御する現実的必要性に従うという意味において、現実原理 *Realitätsprinzip* の影響を受ける。つまり快原理(性欲動)が、個体の生存にとって役に立たず、むしろそれを危険にさらすのに対し、自我欲動は、自己の保存という現実的観点から性欲動を抑える役割を果たす³⁸⁾。

フロイトにおいても、モーゲンソーと同様に、自己保存欲動は、合理的な制御の下に置くことが比較的容易な欲動と考えられている。自己保存欲動は、個体の生存に必要な現実的・客観的条件によって、規制されざるを得ないからである。

↘を検討の対象に加えていないため、「抑圧」を中心とするフロイトとモーゲンソーの共通性を見落としている。したがって、本稿では、とくに、その点に焦点を当てる。

34) Sigmund Freud, *Vorlesungen zur Einführung in die Psychoanalyse, Gesammelte Werke*, 11.Band, 5.Aufl. 1969, S. Fischer Verlag; フロイト [高田珠樹・新宮一成・須藤訓任・道簇泰三訳] 『フロイト全集』第15巻(岩波書店)2012年。

35) Sigmund Freud, "Jenseits des Lustprinzips", *Gesammelte Werke*, 13.Band, 6. Aufl. 1969, S. Fischer Verlag, pp. 1-69; フロイト [須藤訓任訳] 「快原理の彼岸」『フロイト全集』第17巻(岩波書店)2006年, 53-125頁。

36) Sigmund Freud, *op.cit.* n. 34, p. 370. [邦訳425頁。]

37) *Ibid.*, p. 323. [邦訳377頁。]

38) 「われわれの知るところでは、快原理は、心の装置の第一次的な作業様式に固有のものであって、外的困難に晒されている有機体が自己を守ってゆくためには、はじめからまるっきり役に立たないもの、いやそれどころか、高度に危険なものである。自我の自己保存欲動の影響下にあつては、快原理は現実原理によって取って替わられる。現実原理は、最終的に快を獲得するという意図を放棄することはないが、しかし、満足を延期したり、満足のいろいろある可能性を断念したり、快に至る長い回り道の途上でしばしの間不快に耐えたり、といったことを要求し、また貫徹させるのである」(Sigmund Freud, *op.cit.* n. 35, p. 6 [邦訳58頁])。

「自己保存欲動及びそれと繋がっているすべてのものは、より簡単に教育されます。逼迫 Not に追従し、現実からの指示に従って発達を調整することを早くから学びます。これは分かりやすいことです。というのも、この欲動は、自分が必要とする対象を他のやり方では手に入れられないからです。こうした対象なしでは個体は減ばざるを得ません。性欲動の教育は、より困難です。……性欲動はたいいてい人間において、影響を受け付けられないわがままという性格、すなわち私たちが『聞き分けの悪さ [ものわりの悪さ] Unverständigkeit』と呼ぶものを、何らかの点で生涯にわたって主張し続けます」³⁹⁾。

フロイトの「性欲動」概念とモーゲンソーの「権力欲求」概念との間に類似性があるか、という問題については、異論の余地があるだろう。しかし、ここでは、「性欲動」・「権力欲求」が、いずれも自己保存欲動から区別される欲動であり、かつ、いずれも自己保存欲動に較べて制御の難しい非合理的な性格を有していると考えられていることだけを確認しておく。

モーゲンソーの政治的紛争論の特徴を知る上で非常に重要なのは、彼の理論が、フロイトの神経症に関する理論と同様に、自己保存欲動よりも不合理な欲動の「抑圧」を、その分析の中心に置いている点である。フロイトにおいて、性欲動に由来するリビードが抑圧された結果、そのリビードが、もともとの性欲動とは一見したところ無関係の対象と結びつくことによって、神経症の症状が形成されると考えられている⁴⁰⁾。すでに見たように、モーゲンソーにおいても、政治的紛争とは、伸張した自らの勢力に相応しい地位を求める新興国の現状 (status quo) 変更欲求が、武力による現状変更を認めない支配的イデオロギーによって抑圧され、その結果、必ずしも勢力関係と実質的な関連を持たない紛争に結びつくことによって形成されるものである⁴¹⁾。

抑圧された不合理な欲動が、自らを抑圧するものと妥協・協力することによって現象を作り出す、という構造においても、フロイトの神経症論とモーゲ

39) Sigmund Freud, *op.cit.* n. 34, pp. 368-369. [邦訳423頁。]

40) *Ibid.*, XXIII. Vorlesung, Die Wege der Symptombildung. [邦訳第23講「症状形成への道」。]

41) 本稿 2.(1) (『関西大学法学論集』第66巻1号) 参照。

ンソーの政治的紛争論は共通している。フロイトにおいて、性欲動が自我欲動の抵抗を受けて抑圧されたのち、それらの「不和に陥ったふたつの力が、症状において再び合流し、いわば症状形成という妥協を通して和解する」と言われる⁴²⁾。つまり、症状は、「これら双方から支持されている」⁴³⁾のであり、「正反対の二つの意義をそなえたかたちで巧みに選びとられた両義的なもの」⁴⁴⁾なのである。このような両義性を、モーゲンソーのいう政治的紛争も持っている。国家間に「緊張」を引き起こす現状変更欲求は、支配的イデオロギーによる抑圧を受けて潜在化したのち、支配的イデオロギーを利用する形で自らを表現する。すなわち、支配的イデオロギーによって形成された「価値・規範体系」を用いて、みずからを合理的な主張として構成するのである。こうして、その対立の実質的強度を「緊張」から受け取っているにもかかわらず、一般的に適用可能な規範によって合理的に根拠づけられた主張の対立(すなわち「紛争」)として表現される「政治的紛争」が出現する⁴⁵⁾。

フロイトの影響のもとに、モーゲンソーが、自己保存欲求とは区別されるところの、自己保存欲求よりも不合理で厄介な欲求を、人間行動・国家行動の原動力とみなして議論を構成していることは、その理論の独自性を知るうえで重要である。なぜなら、近代的な秩序構想の主流は、自己保存欲求を自明かつ最小限の前提として理論を構成してきたからである。いうまでもなく、ホッブズの『リヴァイアサン』において、力の及ぶ限りあらゆるものをわがものとすることが許される「戦争」状態を脱する動機となるのは、「死への恐怖」という情念である⁴⁶⁾。善悪に関する客観的な基準の存在しない⁴⁷⁾ホッブズの自然状

42) Sigmund Freud, *op.cit.* n. 34, p. 373. [邦訳427頁。]

43) *Ibid.*

44) *Ibid.*, p. 374. [邦訳429頁。]

45) 本稿2.(1) (『関西大学法学論集』第66巻1号) 参照。

46) Thomas Hobbes, *Leviathan*, revised student edition, ed. by Richard Tuck, Cambridge University Press, chap. 13, p. 90; ホッブズ [水田洋訳] 『リヴァイアサン』第1巻第36刷(岩波書店)2005年, 第13章, 214頁。

47) 「だれかの欲求または意欲の対象は、どんなものであっても、それはかれ自身としては善とよぶものである。そして、かれの憎悪と嫌悪の対象は、悪であり、

態においてさえ、自己保存欲求を根拠として、理性は「自然の権利」と「自然の法」を客観的なものとして構成する⁴⁸⁾。

この点で、モーゲンソーとホッブズとが明白に異なっていることは、すでに知られている。モーゲンソーの思想形成に関する画期的な著作を記したフライ Frei は、権力欲求を基軸とするモーゲンソーの思考が、自己保存欲求を基軸とする初期近代の合理的秩序思考、すなわち、「ホッブズやスピノザによって支持された近代合理主義的な権力理論における自己保存についての打算的考慮 *calculus of self-preservation*」から断絶していることを適切に指摘する⁴⁹⁾。フロイトとモーゲンソーの関連を指摘したシュット Schuett もまた、「モーゲンソーの人間論を、ホッブズ的な生存の論理の観点から解釈してはならない」と述べる⁵⁰⁾。すなわち、人間行動を規定する欲動という観点から見たとき、モーゲンソーは「ホッブズの伝統」を継承していない。

このことが、モーゲンソーの国際政治学的思考において有する意義は何であ

ゝかれの軽視の対象は、つまらない *Vile* とりにたりない *Inconsiderable* ものである。すなわち、これらの善、悪、軽視すべきという語は、つねにそれらを使用する人格との関係において使用されるのであって、単純かつ絶対にそうであるものはなく、対象自体の本性からひきだされる、善悪についての共通の規則もない」(*ibid.*, chap. 6, p. 39. [邦訳第6章, 100頁])。「共通の権力のないところには、法はなく、法がないところには、不正はない」(*ibid.*, chap. 13, p. 90. [邦訳第6章, 213頁])。

48) 「自然の権利 *Right of Nature* とは、……各人が、かれ自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれ自身の意思するとおりに、かれ自身の力を使用することについて、各人がもっている自由であり、したがって、かれ自身の判断力と理性において、かれがそれに対する最適の手段と考えるであろうような、どんなことでも行う自由である」。「自然法 *Law of Nature* とは、……理性によって発見された戒律 *Precept* すなわち一般規則 *Rule* であって、それによって人は、かれの生命にとって破壊的であること、あるいはそれを維持する手段を除去するようなことを、おこなうのを禁じられ、またそれをもっともよく維持しようとかが考えることを、回避することを禁じられる」(*ibid.*, chap. 14, p. 91. [邦訳第14章, 216頁])。

49) Frei, *op.cit.* n. 29, p. 127 footnote 53. 「生と力の動態は、自己保存のような静態的な概念とは相いれない、とモーゲンソーは論じる」(*ibid.*)。

50) Schuett, *op.cit.* n. 28, p. 58.

るか。モーゲンソーが、自己保存欲求と区別された、より不合理な欲求を国家行動の主要な動因とみなしていることは、その国際秩序構想にどのような影響を及ぼしているか。明白なこととして、自己保存欲求を国家の主要な行動原理としていない以上、自己保存に関する打算的考慮を根拠として国家行動や国際関係を合理的に説明するという方法を採用することが不可能となる。このことが、従来の国際法批判論との断絶を示している。

別稿において、国家の利己的性向を根拠として国際法の限界を唱えたラッソン⁵¹⁾と E. カウフマン⁵²⁾について検討した。両者の議論は、国際法を、それぞれに自己利益を追求する諸国家が作り出す勢力関係の表現とみなしている。それゆえ、勢力関係が歴史的に変動した場合、それは、従来の勢力関係に基づく国際法と乖離してゆくと考えられる⁵³⁾。変動する勢力関係と国際法の *status quo* との乖離を根拠として国際法による規律の限界を主張した点において、ラッソンとカウフマンの理論は、モーゲンソーの先駆をなす。

しかし、国家の行動原理に着目した場合、モーゲンソーの理論は、ラッソンやカウフマンと明らかに異なっている。後二者は、自己保存を中核とする自己利益の追求を、国際秩序の基本原則としているからである⁵⁴⁾。自己利益追求を原理とする国際秩序構想においては、諸国家は、力の限り利益を追求するのであって、力そのものを追求するのではない。むしろ、国家の利益に関する冷徹

51) 西平等「国際秩序の動態的把握——アドルフ・ラッソンの国際法批判論」『関西大学法学論集』第65巻2号(2015年)67-79頁。

52) 西平等「動態的国際法秩序への解釈論的視座——カウフマンによる事情変更原則の分析(1)(2)(3・完)」『関西大学法学論集』第65巻3号(2015年)112-137頁・4号(同年)60-108頁・5号(2016年)178-193頁。

53) 西「前掲論文」(注51)74-75頁、西「前掲論文(2)」(注52)67-69頁。

54) ラッソンは、国家が追求する利益を、死活的な利益と死活的でない利益に区別する。死活的利益とは、国家の自己保存に関わる利益であり、この利益の充足について妥協はあり得ない。それに対し、「その存在や目的を促進し、容易にすることに資するような利益を断念することについては、その見返りがある場合には、国家が同意することは可能である」という(Adolf Lasson, *Princip und Zukunft des Völkerrechts*, Wilhelm Hertz, 1871, p. 44)。また、西「前掲論文」(注51)71頁も参照。カウフマンについては、西「前掲論文(2)」(注52)67-68頁参照。

な打算は、権力そのものを追求しかねない為政者の不合理な情念を制約する役割を果たすはずである。

ラッソンによれば、相互依存状況において繁栄を求めるためには、平和的な国際関係の維持こそが国家の利益に資するのであるから、国家は、打算的合理性に基づいて、平和的条約関係を維持しようとする⁵⁵⁾。したがって、国家は、死活的な利益の保全と矛盾しない限り、他国への義務を誠実に果たすことを、その自己利益を根拠として、選び取る。すなわち、「本質的な国家利益の領域においては、誠実が支配することができるし、またそうすべきである」⁵⁶⁾。誠実な国家間関係が乱されるのは、むしろ、「国家の意思を代表する人間が、本質的な国家利益を自分自身の欲望に置き換え、国家の打算的な利己主義ではなく、自分自身の不誠実と悪性に基づいて振る舞う」場合だとされる⁵⁷⁾。

「国家が、その発展目標を達成してゆくならば、それに伴って、いっそう、その真の利益と真の打算的合理性が、為政者たちの振る舞いにおいて表現されるようになり、それによって、国家間関係における誠実がますます一般化し、国際法の諸規則がますます内容豊かで実効的なものとなるだろう」⁵⁸⁾

「国際法の完成について語りうるのは、いつの日か国家間関係を法的にもしくは倫理的に秩序づけることができるだろう、という意味ではなく、平和的な共存を要求する真の諸国家の利益が従来よりもいっそう擁護され、正当な自己利益に根拠づけられた誠実と相互性の関係がいっそう拡充され、確固としたものとされる、という意味においてである」⁵⁹⁾

このようにラッソンにおいては、利己的な本性を有する国家が正しく発展するなら、その打算的合理性 *Klugheit* が、為政者個人の不合理な欲動を抑え込み、それによって、可能な限り国際法の尊重される平和な国際関係が実現する

55) 西「前掲論文」(注51) 71-72頁。

56) Lasson, *op.cit.* n. 54, p. 46.

57) *Ibid.*

58) *Ibid.*, p. 50.

59) *Ibid.*, pp. 84-85.

と考えられている。

具体的状況において、何が国家の利益に資するものであるか、という判断は、政治的賢慮に属する問題であり、その基準を、あらかじめ法規範によって規定しておくことはできない。それゆえ、国家利益に関する判断は、あらかじめ定められた合理的な規範による規制になじまない、という意味において、非合理的である。その意味においてのみ、カウフマンは、国家利益に関する政治的判断を「非合理的」と呼んでいる⁶⁰⁾。しかし、国家の存続という客観的な目的によって規定された打算的 klug な判断という点において、その政治的判断は、合理的な性質を持つことを見逃してはならない。だからこそ、カウフマンにおいてもまた、国家は、相互依存状況における自己利益の実現について合理的に判断するゆえに、短絡的な欲望にかられて、国際法上の義務を無視することはない、と考えられるのである⁶¹⁾。

以上のように、ラッソンやカウフマンにおいて、自己保存を中核とする自己利益の追求という原理によって、国際関係が合理的に構成されている。このような合理的構成は、自己保存欲求とは区別された不合理な権力欲求を原理とするモーゲンソーにおいては、不可能である。自己利益に関する打算的合理性によれば、死活的な利益が賭けられている場合のみ、平和的關係から得られる利益を危機にさらしてでも、他者との紛争を戦い抜くという判断がなされる。しかし、モーゲンソーの政治的紛争論においては、そのような考え方は取られていない。

すでにみたように、モーゲンソーにおいて、権力配分をめぐる国家間の強度の対立は、国家の存立や勢力の維持という死活的な利益に実質に関わる紛争においてのみ表現されるのではない。むしろ、潜在的に存在する国家間の「緊張」が、ささいな利益にのみ関わる紛争に自己の表現を見出し、それを政治的に激化させる可能性がつねに存在している⁶²⁾。権力を求める国家は、ごくつま

60) 西「前掲論文(3・完)」(注52) 186-187頁。

61) 「前掲論文(2)」(注52) 68頁。

62) 本章2.(1) (『関西大学法学論集』66巻1号) 参照。

らない利益をめぐる紛争についてさえ、それを権力闘争の象徴として、妥協を許さずに戦い抜くことがありうるのである。このような国家行動は、明白に、自己利益に関する打算的合理性から逸脱している。

以上の説明により、権力欲求という非合理で厄介な欲求を国家行動の原理とみなすところに、モーゲンソーの政治的紛争論の特質があることが、明らかになったであろう。では、このようなモーゲンソーの理論は、いわゆる国家理性の伝統との関係において、どのように位置づけられるだろうか⁶³⁾。この問いに答えることは容易ではない。何をもって国家理性論と呼ぶべきかが、必ずしも明確ではないからである。国家の自己保存を中核とする国家利益を実現するための合理的判断をもって「国家理性」とみなすならば、モーゲンソーの所論は、そこから断絶する。例えば、リプシウス Justus Lipsius (1547-1606) は、「国家全体の安全」を意味する共通善 *bonum publicum* を実現するための合理的な任務の遂行を君主の役割とみなし、そのために必要とされる場合には、法と正義から逸脱することをも是としている⁶⁴⁾。このような国家の自己保存に根拠づけられた合理主義的な国家理性論が、非合理的な権力欲求に基づく国家行動を不可避とみなすモーゲンソーの政治的紛争論と相容れないことは明白であろう。

しかし、人間の非合理的な権力欲求を包含する国家理性論もある。1924年に刊行されたマイネッケ『近代史における国家理性の理念』⁶⁵⁾においては、国家理性に基づく行為には、「権力欲動 *Machttrieb*」に進んで従う側面がある、と言われる⁶⁶⁾。マイネッケによれば、権力欲動とは、空腹や愛とならんで「最も

63) モーゲンソーの *In Defense of the National Interest* (1951) の邦訳には、『世界政治と国家理性』という書名が付けられている。1950年代初頭の翻訳者は、同書における国益 *national interest* の概念を、マイネッケが論じた「国家理性 *Staatsräson*」に結び付けて理解したのである (H・J・モーゲンソー [鈴木成高・湯川宏訳]『世界政治と国家理性』(創文社, 1954年)「訳者のことば」249頁)。

64) 山内進『新ストア主義の国家哲学——ユストゥス・リプシウスと初期近代ヨーロッパ』(千倉書房, 1985年) 162-164頁・178-179頁。

65) Friedrich Meinecke, *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte*, R. Oldenbourg Verlag, 1960.

66) *Ibid.*, p. 6.

暴力的、最も根本的、最も実効的な人間の欲動」であると同時に、「単なる身体的な欲求の満足を越え出てゆく」という性格を持つ⁶⁷⁾。

「権力の渴望は、原始的欲動、あるいは、おそらく獸的な欲動である。それは、外的な障壁にぶつかるまで、盲目的に周囲に手を伸ばす。少なくとも人間に関して言えば、この欲動の対象は、生存と繁栄にとって直接に必要なものに限定されない⁶⁸⁾。

もちろん、このような、自己保存のための必要を越え出てゆく、非合理で過剰な欲求としての「権力欲動」が、マイネッケの言う国家理性のすべてではない。むしろ、国家理性もまた「理性」である以上、合理的なものであるはずである。すなわち、「そのときどきにおいて、国家の存在にとって最高の状態に到達するために、国家は何をしなければならないか」ということを検討し⁶⁹⁾、目的合理的な観点から、国家の政策担当者の非合理的な権力欲動を制約することこそが、国家理性の主要な任務だというべきであろう。客観的な情勢判断に基づいて国家的利益を冷徹に追求するためには、権力欲求のような個人の主観的情動は抑制されなければならないからである。

「……国家理性は、なによりもまず、政治的行為における高度の合理性と合目的性を要求する。政治家が、そのために自己陶冶と人間的な自己改造に取り組むこと、自らを制御すること、自己の情動や個人的な好悪を抑え、国家の福利という客観的な任務に邁進することを国家理性は求める。政治家は、また、客観的な国家利益を冷徹かつ合理的に算定し、そこに感情的なものを一切つけ加えないよう、努めねばならない⁷⁰⁾。

しかし、国家理性が、いかに目的合理的観点から、国家の政治活動を担う政治家の非合理的な感情の抑制を求めるとしても、その権力欲求をすべて排する

67) *Ibid.*, p. 5.

68) *Ibid.*, pp. 4-5.

69) *Ibid.*, p. 5.

70) *Ibid.*, p. 7.

ことはできない。政治家もまた、権力欲動に駆られた「血と肉からなる人間」であり⁷¹⁾、国家の運営に際して、その政治家個人の権力欲動が不可欠の動因として働かなければならないからである⁷²⁾。国家は権力を必要とする⁷³⁾。そして、国家の維持・発展のための権力の必要性和、政治家個人の権力欲動とは、現実の政治においては、明確に区別しうるわけではない⁷⁴⁾。秩序維持と安全保障を任務とする国家は、権力的行為を必要とし、その権力的行為は、現実においては、しばしば、政治家個人の権力欲動によって担われる。すなわち、国家理性は、国家の利益と国民の福祉を実現するために、権力的行為の必要を認め、その必要を充足するために、政治家個人の権力欲動を、その駆動力として用いるのである。必要とあらば、国家理性は、国家の存立を維持するために、法規を度外視して権力が発動されることさえ認める。

ところが、国家理性の駆動力として、国家的な必要性を満たすために解放された権力欲動は、それ自体が自己目的化し、過剰に増大して国家理性そのものを破壊してしまう傾向を持つ。それが、マイネッケにおける、国家理性の悲劇的性格である。

「そもそも国家理性が正確に用いられているところでは、自由に解放された権力は、法的な手段によっては確保され得ない国家の生存の必要を、実力 *Ge-walt* を用いて実現するための、単なる手段とされるはずである。しかし、この手段は、いったん法の束縛から解放されると、それ自身が自己目的化し、必要という限界を越え出るように国家を仕向ける危険がある。そうすると、権力

71) *Ibid.*, p. 6.

72) 「感情的な動機を完全に締め出すことはできないし、また、そうしてはならない。なぜなら、……根源的な権力欲動が政治家の血に根付いているからであり、その欲動なくして、政治家は、その任務を果たしえないからである」(*ibid.*, p. 7)。

73) 「権力は、国家の本質に属する。権力なくして、国家は、法を擁護し、民族共同体を保護し振興するという任務を果たすことができない」(*ibid.*, p. 15)。

74) 「戦勝国による領域併合に際して、喫緊の現実政治的必要を、権力獲得の喜びから区別することは、いかにも難しく、しばしば不可能さえである。……苛烈な国家的必要性は、復讐や対抗という個人的な動機から正確に区別することができるだろうか？」(*ibid.*, p. 8)。

連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義(3)

政治の過剰 *die Exzesse der Machtpolitik* が出現し、非合理的なものが合理的なものを覆いつくす」⁷⁵⁾。

マイネッケの『国家理性の理念』において論じられているところの、自己保存と権力欲動の関係には、モーゲンソーとの類似性が見てとれる。すなわち、① 自己保存を中核とする自己利益の追求と、権力欲動とが区別されていること、② 権力欲動が、自己保存への欲求に較べて、非合理で厄介なもののみなされていること、③ 自己保存を中核とする国家的利益に関する合理的判断が、非合理的な権力欲動を規制し、抑制する機能を果たすと考えられていること、④ 合理的判断に基づいて権力欲動を規制し尽くすことはできないと想定されていることが、いずれも1920年代ドイツにおいて公表されたマイネッケの国家理性論とモーゲンソーの政治的紛争論に共通する重要な特徴である。

(4) 「力として定義される利益」という定式の由来について

秩序構想という視点から見れば、自己保存欲求と権力欲求とは根源的に異なる。自己保存欲求は、限定的であり、計算可能性と予測可能性を導く。自己保存欲求は、個体の生存が確保されたところで満足する。自己保存を求める者については、少なくとも自己の生存を破壊するようなことは行わない、という予測が成り立つ。すべての者が、自己保存欲求に従うという前提をとるなら、相互の行為についての予測と計算が可能になる。それに対し、権力欲求は、そのような限定・予測・計算を許さない。飽くことなく人は権力を追求する。死をもってしても力を示そうとする者について、その行為を予測することは難しい。すべての行為者が、そのような権力欲求に駆られていると考えるなら、打算的理性を前提として秩序を構想することは不可能であろう。

したがって、初期のモーゲンソーが、国際秩序を構想するに当たって、限定的で合理的な自己保存欲求の系列と、過剰で非合理的な権力欲求の系列を区別したことに不思議はない。むしろ問題となるのは、モーゲンソー自身が、このよ

75) *Ibid.*, p. 17.

うな区別と矛盾する定式を、のちに導入していることである。既に述べたように、『国際政治』第2版(1954年)において、「力によって定義される利益 interest defined in terms of power」あるいは「力として定義される利益 interest defined as power」という定式を導入した。モーゲンソー自身が述べているように「利益」の中核が自己保存であるとすれば⁷⁶⁾、「力として定義される利益」という定式は、自己保存欲求の系列と権力欲求の系列を区別してきた彼自身の従前の立場と整合しない。なぜ、いかなる経緯で、このような不整合をもたらす定式が導入されたのだろうか。

この興味深い問題は、戦間期ヨーロッパの知的背景を持ちながらも、戦後のアメリカ合衆国の学界において地位を築いてゆくこととなるモーゲンソーの活動全体との関連で検討されなければならない。残念ながら本稿の射程を越える。ここでは、彼の著作内容から得られる推測を示すにとどめる。

『国際政治』の初版と第2版のあいだに、『国益の擁護 *In Defense of National Interest*』(1951年)が出版されている。そして、『国益の擁護』の叙述のあり方は、『国際政治』初版(以下『初版』)と大きく異なっている。すなわち、『初版』と『国益の擁護』を比較したとき、「力(権力)」・「利益」・「道義」という要素の秩序論的配置に根本的な変化が見られるのである。『初版』において、国際関係における国家の行動原理は「権力」闘争 struggle for power であり、「道義」と「利益(国益)」は、それを制約する要素として位置づけられている。それに対し、『国益の擁護』において、問題とされているのは、道義的目標を追求する十字軍的情熱 crusading fervor であり、ウィルソン以降のアメリカ合衆国の対外政策を誤らせてきたそのような「道義」志向を、「力」と「利益」に関する冷徹な判断によって制約・修正することが目指される。すなわち、秩序構想として比較したとき、国家行動の非合理的な要素と、それを制約する合理的要素の内容が、『初版』と『国益の擁護』とでは入れ替わっている。

『初版』において、モーゲンソーは、第4部「国際的な力の制限：勢力均衡」のなかで、国際的な権力闘争を制約する方法として、力によって力を制す

76) 本稿4.(1)参照。

るやり方、すなわち勢力均衡について批判的・懐疑的に検討したのち⁷⁷⁾、第5部14章では、「力 power」を制約する要素として「国際道義 international morality」を論じている。政治家や外交官が自国の権力目的を追求するに際して、その行動を制約する「絶対的な障壁」として「道義的規則」が機能することがあるという⁷⁸⁾。また、『初版』29章「外交の将来」では、「国益」は、すでに述べたとおり⁷⁹⁾、理性的外交において考慮されるべき規範的要素として位置づけられている。国家の安全という限定的な観点から国益を定義すること、他国も同様の国益を有している点を考慮すること、死活的ではない国益については進んで妥協をすることが、外交には求められる⁸⁰⁾。すなわち、国家の安全として限定的に定義された国益という観点によって、国家間の権力闘争を制約し、妥協による平和維持の可能性を高めるべきだということのである。

もちろん「国際道義」によって権力闘争を抑え込むことができるとは考えられていない。モーゲンソーは、「権力の渴望に対する倫理的制限」の意義を否定する見解を批判しているものの⁸¹⁾、とりわけ20世紀の世界については、「国際道義」に非常に限定的な役割しか期待していない。普遍主義的な世界観そのものが対立している状況において、国際道義は、権力闘争を抑制する役割よりも、むしろ、イデオロギーとしてそれを激化させる役割を担わされるからである。「国際道義」を扱う『初版』第14章で論じられる主題は、古典的外交において「普遍的道義規則 universal moral rules」として諸国家の権力闘争を規制

77) 「力は、国際的舞台上における力への渴望を制限するためには、粗雑で頼りにならない方法である」と総括されている (Hans Morgenthau, *Politics among Nations*, first edition, fourth printing, Alfred A. Knopf, 1950, p. 169)。モーゲンソー『国際政治』における勢力均衡に対する批判的な見解について、西平等「古典的国際法学との対照における国際政治学的思考の特質」『関西大学法学論集』第65巻2号28頁注90参照。

78) Morgenthau, *op.cit.* n. 77, pp. 174-175.

79) 本稿4.(2)参照。

80) Morgenthau, *op.cit.* n. 77, pp. 440-441.

81) モーゲンソーは、「国際政治はまったく悪であるゆえ、国際的な舞台上において、権力の渴望に対する倫理的な制限を求めることは無益である」という見解を、「誤った考え misconception」と断定している (*ibid.*, p. 174)。

してきた「国際道義」が、第1次世界大戦ののち、「普遍性を主張する各人各説の道義規則 particular ones claiming universality」⁸²⁾へと再編されてゆくという没落の過程である。

近代ヨーロッパにおいて共有されていた「国際道義」により、政治的殺人が差し控えられ、文民保護や捕虜待遇などの人道的慣習規則が形成された⁸³⁾。このような国際道義の社会的基礎となったのは、ヨーロッパ諸国の君主および貴族的支配層の人的つながりの上に成立していた文化的一体性・共通性であった⁸⁴⁾。ところが、民主的に統制された行政機構によって外交政策が担われるようになると、このような一体性が消滅し、「国際道義」は、その基盤を失う⁸⁵⁾。そうして各国の外交政策を制約する実効的能力を失った「国際道義」は、20世紀には、むしろ、各国が重視する特定の価値に普遍性の外観を偽装するための道具となり、各国の外交上の要求をイデオロギー的に正当化する役割を担われるようになる⁸⁶⁾。そのために、今日においては、「国際道義」は、権力闘争

82) *Ibid.*, p. 194.

83) *Ibid.*, pp. 175-180.

84) 「17・18世紀において、国際道義は、人格としての主権者（つまり個人として特定される君主とその後継者）および比較的小さくまとまった均質の貴族的支配者集団が有する関心事項であり、このことは、低い程度においては第一次世界大戦に至る時期にも当てはまる。特定の国家の君主と貴族的支配者たちは、他国の君主や貴族的支配者たちとつねに親密な接触を保っていた。彼らを互いに結びつけていたのは、家族のつながりや、共通の言語（フランス語）、共通の文化的価値、共通の生活様式、いかなる国の紳士との関係においても紳士たる者がやっぴいことといけないことについての共通の倫理的信念であった」（*ibid.*, p. 184）。

85) 「19世紀を通じて政府官吏の民主的な選択と責任が、貴族による統治にとって代わったとき、国際社会の構造とともに国際道義の構造も根本的な変動を被った」（*ibid.*, p. 187）。「道義規則は個人の良心に宿っている。それゆえ、お互いに個人としてははっきりと特定できる者たち clearly identifiable men が、自己の行為について人格として説明責任を果たし得る状態で統治を行うことが、国際的倫理の実効的体系が存在するための条件である。国際問題において道義的に要請されるものについての考え方を異にする多数の諸個人のあいだで、あるいは、そもそもそのような考え方を持たない多数の諸個人のあいだで、統治の責任が広く分配されているところでは、国際政策に制約を課す実効的体系としての国際道義は存在しえない」（*ibid.*, p. 189）。

86) 「すべての国民が遵守するひとつの倫理の普遍性 the universality of an ethics」

を抑制する体系としてはさしたる任務を果たすことはできず⁸⁷⁾、むしろ、権力闘争を無用に激化させてしまう機能を果たす⁸⁸⁾、という。

『国益の擁護』においては、この没落した「道義」の非合理的性格が前面に押し出されることによって、「力」と「道義」の秩序論的配置が入れ替わる。ウィルソンのユートピア主義を批判するなかで、モーゲンソーが強調するのは、自国の信奉する「道義」を普遍的に実現しようとする「十字軍」的情熱によって、国家間の対立を無用に激化させる非合理的な政策が採用される、という点である。このような非合理的な「道義」志向を制約する役割が、「力」に関する冷徹な認識と「利益」の合理的な計算に求められる。

20世紀前半のアメリカ合衆国におけるユートピア主義的外交政策に対する批判を主眼とする『国益の擁護』において、批判の主要な対象となるのは、道義的原理によって主導される外交政策である。道義的観点から、善悪の対立軸を用いて国際関係を理解しようとする者は、権力闘争としての国際政治の実質を見誤る。権力闘争という観点から見たとき、アメリカ合衆国にとって重要なのは、「西半球におけるその優越性およびヨーロッパとアジアにおける勢力の均衡」である⁸⁹⁾。すなわち、西半球におけるアメリカ合衆国の優越的地位を脅か

↘に代えて、国民倫理の特殊性 the particularity of national ethics が現れる。それは、普遍的な承認を受ける権利を主張し、普遍的な承認を渴望する。そのとき、政治的に行動する諸国民と同じ数だけ、普遍性を主張する倫理体系が存在することとなる」(*ibid.*, p. 193)。

87) 「共通の『技芸・法規・習俗の体系』『同水準の礼節と教養』『名誉と正義の感覚』……というものは、今日では、大部分が歴史的な記憶となってしまう、学術書やユートピアの小冊子、外交文書においてその残り香が漂っているにすぎない。それらが、人々を行動に駆り立てることはもはやない。この超国家的な倫理の残滓が、……ただ、平時における殺害や予防的戦争のような個人的な問題についてのみ、国際政治を制約する影響力を持つにとどまる」(*ibid.*, p. 193)。

88) 「個別的な集団の倫理は、国際的舞台における権力闘争を限定するどころか、その闘争に、他の時代には見られなかったような凶暴さと強烈さを与える」(*ibid.*, pp. 195-196)。

89) Hans Morgenthau, *op. cit.*, n. 10, p. 11. [邦訳11-12頁]。「ヨーロッパおよびアジアにおけるわれわれの外交政策の枢要なる目的は、戦争に至らない方法で、勢力均衡を回復することである」(p. 201 [邦訳203頁])。

すようなグローバルな超大国が成立することを阻止するために、ヨーロッパやアジアにおいて諸勢力の均衡を図ることが、アメリカ合衆国の国際政治上の原則でなければならない。道義的観点にとらわれる者は、戦後世界における米ソの対立を、善（民主主義）と悪（共産主義）の道義的対決として理解する⁹⁰⁾ことで、アメリカが真に必要な国際的政策を見失う。

そもそも、権力闘争という観点から見た場合、問題なのは、ロシアの勢力拡大欲求（「帝国主義」）であって、共産主義そのものではない。たとえロシアが、共産主義ではなく、かつてのようにキリスト教の擁護者というイデオロギーを掲げてヨーロッパやアジアにおいて勢力を確立しつつあるのだとしても、やはり、アメリカ合衆国にとって、それは座視するに堪えない事態である⁹¹⁾。当時のヨーロッパにおいて、アメリカが阻止しなければならないのは、米ソ対立について西ヨーロッパ（とりわけドイツ）が局外中立の立場をとることである。この点、ソ連は、ドイツの中立をあがなうために、東ドイツの共産主義者を見捨ててドイツ統一を承認することを躊躇しないであろう。その現実が、イデオロギー対立に目を奪われた道義主義者たちには見えていない⁹²⁾。また、アジアにおいて、アメリカ合衆国は、共産主義との対決を重視するあまり、中華人民共和国を支援してソ連と対抗させる可能性を検討することを怠った⁹³⁾。その結果、「未開発の天然資源に富み、国民としての誇りと使命感という新鮮な精神に充ち溢れた、世界最多の人口を持つ国民」が、「ロシア帝国主義」の同盟国

90) 「アメリカの世論にとって、合衆国とソビエト連邦との衝突は、なによりもまず、政治的道義に関する二つの体系・二つの政治哲学・ふたつの生の様式として現れる。善と悪とが、この道義的争いに関連づけられる。そして、その闘争は、悪の諸力に対する善の諸力の完全な勝利としてのみ終わることができるし、また、そうなるはずである」 (*ibid.*, pp. 76-77. [邦訳78頁])。

91) *Ibid.*, p. 77 [邦訳78-79頁。]

92) *Ibid.*, p. 196 [邦訳197-198頁。]

93) 「社会的・政治的システムとしての共産主義に対する国内における反対の立場（および恐怖心）を、世界規模の政策に変換することによって、われわれは、中国における共産主義に対し、あたかもイリノイにおける共産主義に対するかのように、対決姿勢をとった」 (*ibid.*, p. 208 [邦訳210-211頁])。

となることを、みすみす許してしまった、という⁹⁴⁾。

モーゲンソーにとって、国際的政策決定における道義主義は、単に、権力闘争という国際関係の現実を見誤らせるだけではなく、過剰な干渉政策や戦争の自己目的化、戦争手段の残虐化をもたらし、世界を非人道的なものとしてしまう危険性を有している。道義の追求による人道性の破壊という逆説は、カール・シュミットを連想させるが⁹⁵⁾、モーゲンソーが『国益の擁護』において繰り返し主張していることでもある。

権力闘争の観点から見ると、戦争は、敵対的な権力欲求を抑え込んで自国に有利な勢力の均衡を確立するための手段といえる。その意味で、戦争は、政治の手段なのである。しかし、道義的な観点から、善と悪と対立として国際関

94) *Ibid.*, pp. 205-208 [邦訳207-211頁。]

95) シュミットは、『政治的なものの概念』において、「平和」や「人道」の名のもとに行われる戦争が、非人道化する傾向があることを指摘している。彼によれば、平和主義者が非平和主義者に対して行う戦争（「戦争に対する戦争」「人類の最終戦争」）は、「必然的に、きわめて烈度の高い非人道的な戦争となる。なぜなら、そのような戦争は、政治的なものを越えて、敵を、道義的範疇やその他の範疇においても貶め、非人間的なバケモノとみなすことにならざるをえないからである。そのようなバケモノは、単に防圧されるだけではなく、徹底的に殲滅されなければならない。すなわち、そのような「殲滅されるべき敵」は、もはや、自分の領域に追いつ返されるべき敵 *ein in seine Grenzen zurückzuweisender Feind* ではない」(Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen, Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien*, 7. Auflage, Duncker & Humblot, 2002, p. 37; C. シュミット [田中浩・原田武雄訳]『政治的なものの概念』(未来社, 1970年) 33頁)。「ひとつの国家が、人類(人道) *Menschheit* の名においてその政治的な敵と戦う場合、それは人類の行う戦争ではない。そうではなくて、その戦争のために、特定の国家が、その交戦相手国に対して、普遍的な概念を篡奪しようとしているのである。そうして、相手の犠牲のもとに、自己を人類と同一化し、人類が自己のもとにあって、敵にはないものとして主張する。同様に、平和・正義・進歩・文明もまた濫用されている」。人類の名を掲げて戦うことは、とりもおさず、「敵に人類としての資格を否認すること、敵が法の外 *hors-la-loi* にあり、人類(人道)の外にある *hors l'humanité* と宣告し、それゆえ、戦争が、非人道性の極致にまで押しすすめられるべきこと」を意味する、という(p. 55 [邦訳63頁])。普遍主義的正義要求による戦争法の解体という、シュミットのテーゼについては、西平等「戦争観念の転換とは何か——20世紀の欧州国際法理論家たちの戦争と平和の法」『国際法外交雑誌』第104巻4号(2006年) 81-89頁を参照。

係をとらえた場合、悪の破壊という道義的な意義が戦争に与えられる。そこでは、戦争は、武力によって敵に妥協を強いる手段ではなく、敵を無条件降伏に追い込み、それによって悪を打倒する道義的な行為を意味する⁹⁶⁾。すなわち、自国に有利な勢力関係を他国に認めさせるために戦争が手段として用いられるのではなく、戦争における勝利そのものが、道義的に価値あるものとして追求されるのである。このとき、戦争は自己目的化する、という⁹⁷⁾。

そして、悪を根絶して善なる世界を確立しようとする十字軍的精神は、政治的手段としての戦争に課されてきたさまざまな制約を振り落とし、あらゆる手段を用いて戦争の勝利を目指すだろう。つまり、かつての十字軍や宗教戦争のように、戦争が残虐するのである。

「[政治における十字軍的精神という道義的疾患]が蔓延するなら、……そのような政治的な道義化の時代には、ひとつの、あるいはひと続きの政治的世界大戦が引き起こされるだろう。そのとき、狂信的な政治的宗教は、さほど道義主義的ではなくて政治的思考が強かった時代には考えられなかったような、あらゆる忌まわしい行為を正当化するだろう。かつて、そのような行為のために、来世を信じる狂信的な宗教が、便利な口実とされたことがあった」⁹⁸⁾。

さらに、道義主義は、外交的妥協を通じた勢力関係の安定化にとって、決定的な障害となる。権力闘争という観点から見た場合、国際政治において平和の状態を維持するために重要なのは、交渉・取引・相互的譲歩・和解を通じて、国家間の勢力バランスを調整してゆく作業としての外交である。しかし、道義

96) Hans Morgenthau, *op.cit.*, n. 10, pp. 31-32. [邦訳32-33頁]。

97) モーゲンソーは、「悪」に対する戦争という道義主義理解が政治家においてさえ支配的であった第二次世界大戦について、次のように述べる。「戦争は、もはや、政治的目的のための手段とはみなされなかった。戦争が仕えるべき唯一の目的は、全面的な勝利であった。それは、言い換えるなら、戦争が目的そのものとなった、ということである。そうして、ただ、素早く、安価に、全面的に勝利するなら、いかにして政治的に戦争に勝利するか、ということはどうでもよくなった」(*ibid.*, p. 32 [邦訳33頁])。

98) *Ibid.*, p. 37. [邦訳38-39頁。]

的観点から見れば、悪と取引し、悪に譲歩することは、善の体現者には許されざる非行とみなされる。悪との戦いにおいて、善は、圧倒的な力によって勝利すべき使命を負う⁹⁹⁾。善悪を基準として国際関係を理解する道義主義者にとって、「交渉は、悪の諸力に屈すること、みずから悪徳に染まることに等しい」。「妥協は、宥和 appeasement と同義である」。「自国の支配権を限定し、他国の支配権を承認することを意味する勢力圏協定は、弱さと悪徳の両方を表現している」¹⁰⁰⁾。このような考え方によるなら、外交による平和維持の可能性は切り詰められてしまうだろう。

また、善を遍く実現しようとする使命感と、善なる力が全能であるという信仰は、政治的勢力関係を度外視した、過剰な干渉政策に結びつく。「世界中で、正しきこと right が優越し、善きこと good が行われるように配慮する義務」がアメリカ合衆国に課されているという使命感によって、見境のない干渉主義が生みだされてきた、という¹⁰¹⁾。

以上のように、『国益の擁護』の叙述において、国家を不合理な行動に駆り立て、非妥協的態度と過剰な干渉政策に導く原因は、権力欲求にではなく、道義主義的情念に求められている。そして、そのような過剰で不合理な行動への衝動として働く道義主義を抑制する要素として、「力」と「利益」の考慮が説かれる。権力闘争という国際政治の現実におけるアメリカ合衆国の国益を認識することによって、道義的情念に支配された非合理的な外交政策から脱却することができる、というのである。西半球における優位を維持するための条件とし

99) 「政治的十字軍は、普遍的な道義目的を能動的に追求する全能性の主張にはかならない。それは、道義的な使命感を世界大に拡大することであり、全能性の信仰に基礎を持つ。政治的な十字軍の戦士は、自国が、他の大国とのあいだで、道徳的な解釈に相応しい世界的な闘争を行うとき、その好機を得る。したがって、ドイツとのあいだの二つの戦争や、ソビエト連邦および中国とのあいだの現在の衝突は、競合する敵対勢力あるいは相容れない哲学と生存様式という観点からではなく、光と闇の闘争として広く理解されてきた。光は、徳と強さにおいて優越しているゆえに、闇を駆逐するはずだ」(ibid., p. 131 [邦訳132頁])。

100) Ibid., p. 133. [邦訳134頁。]

101) Ibid., pp. 129-130 [邦訳130頁。]

て、アジア・ヨーロッパにおいて勢力均衡を確立することこそが、アメリカの国益であると知るなら、そのために不必要な過剰な敵対行為や干渉政策は、理性的外交からは排除されるであろう。

ここにおいて「力（権力）」「利益（国益）」「道義」の秩序論的配置が転換していることが、「力として定義される利益」という定式の導入にとって、おそらく、決定的な意味を持つ。『国際司法：その本質と限界』（1929年）から『国際政治（初版）』（1948年）にかけての初期モーゲンソー理論において、国家を過剰な敵対的行為に駆り立てる要素は、権力欲求であった。権力を渴望する諸国家がもたらす非合理的な権力闘争の現実を理性的に制御するための（必ずしも頼りにならない）要素として、「国際道義」や「国益」についての検討がなされていた。このような秩序構想において、国家の存続や安全という限定的目的に関連づけられる「国益」は、「権力」闘争を制約するものとして位置づけられるのであるから、「権力」と対抗的に理解される。したがって、「国益」は「権力（力）」への欲求から明確に区別されるのである。

それに対し、『国益の擁護』（1951年）においては、各国の特殊的欲求に普遍的外装を与えるイデオロギーとしての「国際道義」こそが、国家の過剰な攻撃性と干渉政策の主要な原因とみなされる。ここでは、国家を非合理的な行動に駆り立てる「道義」主義を制限するために、「権力」闘争のもとにおける「国益」に関する醒めた判断が要請されるのである。図式的に言えば、〈国家を非合理的な行動に駆り立てる要素〉と〈それを制約する要素〉の配置が、初期モーゲンソーにおいては〈権力〉対〈道義・国益〉という対抗関係になっているのに対し、『国益の擁護』においては〈道義〉対〈権力・国益〉という対抗関係に転換されている。それゆえ、『国益の擁護』における秩序構想では、「権力」と「利益（国益）」が、いずれも「道義主義」の非合理性を制約するものの側に置かれ、両者を機能的な等価物として理解する条件が整えられている。

『国益の擁護』では、アメリカ合衆国の国益が、西半球において「並ぶものなき支配的勢力 power」としての地位を維持すること、言い換えれば、アジアやヨーロッパにおいてグローバルに影響力をおよぼしうような勢力が形成

されないようにすることとされる¹⁰²⁾。すなわち、アメリカの国益は、「力 power」という観点から定義されている。とはいえ、『国益の擁護』には、「力として定義される利益 interest defined as power」あるいは「力によって定義される利益 interest defined in terms of power」という定式はまだ用いられていない。管見によれば、この定式を最初に用いたのは、『国益の擁護』そのものではなく、タッカー Robert W. Tucker の手による『国益の擁護』の書評(1952年)のようである。タッカーは、『国益の擁護』における議論の核心を紹介する文脈で、「[モーゲンソーによれば、] 利益は、あるいは国益は、力によって定義されなければならない Interests, or national interests must be defined in terms of power」という定式を示した¹⁰³⁾。

おそらくそれを採り入れる形で、モーゲンソーは「力によって定義される利益」という定式を『国際政治(第2版)』(1954年)に導入する。ところが、「力」「利益」「道義」に関する秩序論的配置の転換を前提とするこのような定式が導入されたにもかかわらず、『初版』の叙述は、第2版以降もほぼ手つかずのまま維持されている。また、第2版出版以降も、初期のモーゲンソー理論を特徴づけていた限定的な国益概念を採用する著作が公開されている¹⁰⁴⁾。つまり、モーゲンソー自身が、秩序論的配置の転換について、十分な説明と配慮を行っていないのである。このことが、モーゲンソーの「権力」概念に関する理解を混乱させてきた。

従来から、モーゲンソーのいう「権力闘争」概念には、記述的側面と規範的側面が不用意に混在していることが問題とされている。『国際政治(初版)』第

102) *Ibid.*, pp. 5-7. [邦訳5-7頁]。

103) Robert W. Tucker, "Professor Morgenthau's theory of political 'realism'", *The American Political Science Review*, vol. 46, No. 1 (1952), p. 215.

104) 前に述べたように(4.(1)参照)、1958年に公開された *Dilemmas of Politics* (op. cit. n. 13) に収録されている論文 "The Problem of the National Interest" において、モーゲンソーは、学問的に国家の対外政策を認識する際に重要な意味を持つ「必然的要素」として、国家の政治的統一体としての存続、すなわち自己保存を挙げている (p. 66, p. 69)。すなわち、ここでは国益は、権力一般ではなく、国家の自己保存という限定的な目的に関連づけられているのである。

1章に見られるように、モーゲンソーは、権力闘争を、国際政治を支配する事実的原理とみなす。他方で、『国益の擁護』に見られるように、彼は、国家が、道義ではなく、権力の観点から定義された国益を追求すべきことを説く。国際政治の現実がつねに権力闘争である、ということは、国際政治において権力を渴望すべきことを意味しない¹⁰⁵⁾。あるいは、極端な言い方をすれば、もし国家の対外政策が権力を追求するという事実が既に存在するなら、「道義」ではなく「権力として定義された利益」を追求する政策をとるべきだ、などという規範的主張をあえて提起する必要はないはずである¹⁰⁶⁾。

異質な側面を混在させるモーゲンソーの所論を整理するため、高柳先男は、モーゲンソーの国際政治理論を説明するに当たって、その記述的側面と規範的側面を区別して叙述している。すなわち、① 権力欲求を持った人間に担われる国際政治は、必然的に権力闘争である、という「国際政治の存在論的解釈」と、② 対外政策は、道義的目的の追求ではなく、権力として定義された国益の追求を指針として遂行されるべきである、という「国際政治における規範論」を区別する¹⁰⁷⁾。このような区別は、上に述べた「力」「利益」「道義」に関する秩序論的配置の転換と重ね合わせることによって、よりよく理解されるだろう。

〈国家を非合理的な行動に駆り立てる要素〉と〈それを制約する要素〉の配置が、〈権力〉対〈道義・国益〉という対抗関係となっている局面においては、権力闘争を規制する役割を期待される「道義」・「国益」の規範的性格が強調され、それに対して、権力闘争については、規制される対象としての事実という性格が前面に押し出される。それに対し、〈道義〉対〈権力・国益〉という対抗関係を基軸として論じられる局面においては、「権力」には、「国益」とともに、非合理的な「道義」主義的政策を制約・修正すべき役割が期待され、その

105) 宮下『前掲書』(注26) 11-12頁。

106) Tucker, *op.cit.* n. 103, pp. 216-217.

107) 高柳先男「H・J・モーゲンソーの国際政治理論——国際政治への〈現実主義〉的アプローチの一類型」『法学新報(中央大学)』第76巻3/4/5号(1969年) 20-42頁。

規範的性格が強調されることとなる。

このように、〈権力〉対〈道義・国益〉という対抗関係において議論されている層と、〈道義〉対〈権力・国益〉という対抗関係において議論されている層が合わさって戦後のモーゲンソーの国際政治論を形づくっている。したがって、「力（権力）」や「国益」の概念を、無理に統一的・整合的なものとして構成するのではなく、不整合を含む複層的構造の中に位置づけて理解すべきだろう。